

○三浦ななみ副委員長 続いて、日本共産党宮城県議会議員団の質疑を行います。

なお、質疑時間は、答弁を含めて二十五分です。藤原益栄委員。

○藤原益栄委員 日本共産党の藤原でございます。

これまでも、水道会計の黒字については、料金引下げに回していただきたい、あるいは、みやぎ型管理運営方式は、本当に県民の役に立っているのかということと質問させていただいてまいりました。この委員会でも、水道水供給事業の令和五年度決算について、お尋ねさせていただきます。

まず初めに、本県の水道料金について伺います。

私の近所に、東京から仙台に来たら水道料金が二倍になり、仙台から多賀城に来たらまた倍になったという方がおりました。多賀城市は飲料水の七五％を仙南・仙塩広域水道で賄っております。企業局としては、宮城県の水道料金について、全国的にどういうレベルと認識されているのか、お尋ねいたします。

○佐藤達也公営企業管理者 我が県の水道水供給事業における令和四年度の供給単価は、一立方メートル当たり百二十三円三十九銭となっております。令和四年度地方公営企業年鑑によれば、この数字は府県が経営する水供給事業二十一団体中、最も高い単価となっております。その理由としては、各市町村の使用水量が事業開始当初に計画した水量に達していないことなどが考えられますが、事業実施に至った経緯、事業規模、初期費用の多寡、供給方法や供給エリアの広さなど、事業体ごとに運営条件が異なることから、単純比較はできないものと認識しております。県では、高い料金ということである現状に加え、人口減少の進展等による給水収益の減少や管路の更新事業の増大などを見据え、みやぎ型管理運営方式を導入したものであり、その効果として今年度からの改定料金を低減することができたところでございます。

○藤原益栄委員 運営団体の中では一番高いという御答弁でした。できることなら、もっと下げてあげたいというような気持ちは公営企業管理者にはございませんでしょうか。

○佐藤達也公営企業管理者 私としても、できるだけ下げたいという思いはございます。ですので、みやぎ型を導入することも加えまして、様々な事業改善を行っているところでございます。また、水道用水供給事業でございますので、市町村に対する水の供給と

いうこととなります。その上で、各市町村、各家庭における水道料金というのは、各市町村ごとに様々な事情のもとに料金単価を決めているということでございます。いずれにしても、大本になっております水道用水供給事業として、私もできるだけ料金の低減を図りたいというふうに考えております。

○藤原益栄委員 取りあえずは、できるならば下げてあげたいという気持ちは持つておられるということで伺っておきたいと思えます。令和五年度の水道用水供給事業の黒字についてなんです、二億四千万円でした。ところが、当局資料によりますと、内部留保資金は、令和四年度決算の二百五億円から令和五年度に二百三十億円へと二十五億円増えました。この理由について御説明お願いいたします。

○佐藤達也公営企業管理者 公営企業会計における内部留保資金とは、収益的収支と減価却費などの現金の支出を伴わなかった非現金支出分を累積したものでございます。水道用水供給事業の昨年度決算においては、収益的収支として約三億円の黒字がございました。一方、減価却費などの非現金支出分が約五十七億円となっているため、内部留保資金は約六十億円増加しております。一方、資産の取得のための建設改良費や企業債償還金として約三十五億円を補填しております。内部留保資金の令和四年度に対する増加額は、差引き約二十五億円となっております。この内部留保資金の増加は、非現金支出分の効果のみならず、各年度の資産の取得のための建設改良費や企業債償還金への補填などにも影響されますことから、毎年度一定の額が確保されるというものではないというふうに認識しております。

○藤原益栄委員 私も、二〇一七年度に減価却費と企業債の元金償還額が逆転したことによって、損益勘定の留保資金がどんどんたまる時期になったんだということを指摘してまいりましたけれども、まさにそういうことが改めて令和五年度決算でも証明されたというふうに思います。

次の質問ですが、令和五年度末の未処分利益剰余金処分計算書では、二十二億円のうち十八億円を資本金組入れとし、四億円を減債積立金にするという処分案が出されております。二十二億円は全て損益収支の利益の蓄積だというふうに考えますけれども、そういう理解でよろしいでしょうか。

○佐藤達也公営企業管理者 詳しく御説明させていただきますと、その内訳を説明する

必要がございますので、未処分利益剰余金として計上いたしました約二十二億円のうち約十八億円は、令和四年度末までの利益を企業債償還に充当するため、減債積立金として積み立てたものであり、残りの約四億円は昨年度決算において発生した利益でございます。すなわち、約十八億円は、令和四年度以前のもので、約四億円は、昨年度の決算における損益収支の利益として発生したというふうになります。その上で、約十八億円の減債積立金は、目的に沿って企業債の償還に使用し、現金の裏づけのない未処分利益剰余金として整理されたことから、資本金に組み入れることについて、また、約四億円の未処分利益剰余金は、新たに減債積立金として積み立てることについて、それぞれ議会の議決を受けようとするものでございます。

○藤原益栄委員 いずれにしても、未処分利益剰余金の原資は、損益収支の利益が蓄積されたものだということについては、そういう理解でよろしいですね。

○佐藤達也公営企業管理者 未処分利益剰余金、利益が積み上がったものということでございますので、未処分利益剰余金の部分については、今委員が御指摘のとおり、利益を積み上げたものということになります。

○藤原益栄委員 損益勘定留保資金がどんどんたまる時期だと、だから損益勘定の黒字については、料金引下げに回してほしいということをずっと言ってきましたけれども、今日は、そのことを改めて主張して、次の質問に移りたいと思います。

みやぎ型管理運営方式が県民のためになっているのかどうかということなんですけれども、令和五年度はみやぎ型管理運営方式になって二年目でした。したがって、直営本体決算と運営権者決算を一体で検討する必要があると私は思います。資料として、運営権者の令和五年度決算をお配りしております。資料一を御覧ください。これは法人全体の決算であります。まず、営業収益、売上げですけれども、七十一億六千万円だったことが分かります。費用は五十九億八千五百万円で、税引き前の利益は十億七千万円。利益に対して支払った税金は三億三千八百万円で、株主配当はゼロ。当期純益として七億三千二百万円が残ったということがこの表から分かります。七億六千万円は、県民の上下水道料金と工業用水受水企業等の料金ですから、県民が三億三千八百万円の税金を払ったということになります。運営権者に委ねた事業の中で最も大きなウエートを占めるのが水道用水供給事業です。資料二と資料三を御覧ください。資料二は、運営

権者の大崎広域水道の令和五年度決算。資料三は、同じく仙南・仙塩広域水道事業の令和五年度決算であります。全体を把握するには、直営最後の令和三年度決算と令和五年度決算の直営分と運営権者分を合わせて比較する必要があります。比較した結果が資料の四の二です。資料の四の二を御覧ください。令和三年度と五年度比較ですが、営業収益では直営最後の令和三年度が約百十億円、令和五年度の直営分が八十一億円で、運営権者が二十九億円、合計で百一十億円になります。つまり、営業収益については、令和三年度も五年度もほとんど変わっておりません。営業費用はどうか。令和三年度は約九十九億円、令和五年度は直営分が八十八億円、運営権者分が二十一億円、合計百九億円になります。つまり令和五年度は、令和三年度と比較をしまして約十億円費用が増えていくということになります。そこでお尋ねしますが、みやぎ型を導入すると費用節減になるというふうに説明されてきましたけれども、なぜ令和五年度と令和三年度を比較して十億円も費用が増えるのか、お答えいただきたいと思えます。

○佐藤達也公営企業管理者 みやぎ型における水道二事業については、県が現行体制で事業を継続した場合の二十年間の総事業費約千六百八十一億円に対して、約百九十五億円のコスト削減が図られる予定となっております。そのコスト削減は、主に運営権者の設備機器の更新投資費用の削減によるものでございますが、運営に要する費用の増額分も含まれております。令和三年度の営業費用に対して、昨年度の営業費用が増加している主な要因としては、県分として令和三年度にはなかった田尻川水管橋撤去などの資産減耗費が新たに計上されたことや、運営権者分として運営費の計上や物価高騰の影響によるものでございます。県と運営権者の会計処理が異なることに加え、各年度の事業運営状況の違いもあることから、従来の県の決算と、みやぎ型開始後の県の決算額及び運営権者の決算額の合算値を単純に比較するのは難しいものと考えております。

○藤原益栄委員 いずれにしても、費用が増えているというのは、皆さん方の説明からするとちよつと変だなというふうに思います。

二つ目なんですけれども、直営分の黒字は、令和三年度と令和五年度を比較しまして、直営分の黒字は十七億五千万円から二億五千万円へと十五億円も減っています。十五億円直営分は減っています。ところが運営権者は、大崎と仙南・仙塩広域水道を合わせますと七億九千三百万円、約八億円の黒字を出しております、約二億円の税金を払

っております。あたかも、公営企業の水道本体の黒字、十五億円が運営権者のほうに移されたように見えるんですが、何でこういうことが起きるのか、御説明お願いします。

○佐藤達也公営企業管理者 運営権者が收受する一年間の利用料金は、運営権者が提案した総事業費を運営権設定期間である二十年間で平準化したものであり、この総事業費には、運営に要する費用に加え、設備機器の更新投資費用も含まれております。このように、本来、県において資本的支出となる更新投資費用相当額も営業収益から差し引かれることにより、みやぎ型開始後しばらくは収益的収支としての純利益が減少することは、当初から想定したものでございます。また、運営権者の二十年間の収支計画については、運営権者が策定した全体事業計画書において示されており、おおむね計画どおりであると認識しております。

○藤原益栄委員 県の本体の会計、それから運営権者の会計、それは二十年間見ないと分からないんだと、簡単に言うと思うんですけど、その前半に、本体のほうの黒字が減る理由というのは、減価償却費が絡んでいるんだと、そういうお話でありました。それで、企業局の本体会計と、MMの運営権者の会計を、二十年間見てくださいというのは、それはそれで説明は何っておりますし、今からも注目していきたいと思えます。ところがですね、税金だけはそうはいかない。二十年間を見て税金を計算してくださいというふうにはならないわけですよ。運営権者への税金は毎年毎年の黒字に課税をされます。税金の世界では通用しません。その結果が、運営権者の法人全体で言いますと十億円の黒字が出て、三億四千万円の税金を払ったということになりますね。これは、私は二つの点で容認できないんです。一つは、公営企業管理者から説明があったように、前半、運営権者のほうは黒字が多めに出るんです。だけど、公営企業管理者は二十年間ならしてみてくださいと言っただけでも、しかし税金の世界では大きな黒字に対して課税されるわけですよ。そうすると、黒字の実態よりも、膨れ上がった見かけ上の黒字に対して税金が課税されて払っているということになるのではないかと、いうことが一つの問題。それからもう一つは、この税金は一体誰が負担しているのかと。先ほど紹介しました、七十一億円の運営権者の売上げというのは、全て公営企業会計の本体から移された利用料金です。そうすると、この三億四千万円というのは、県民が結局負担しているということになるんですよ。私はそういう点から言うと、三億四千万円

を運営権者が税金として払っているということ自体は、なかなか容認しがたい、額の面でもそうだし、それから、県民が払っている点でもそうなんです。私はこれは、みやぎ型の欠陥ではないかと思っっているのですが、その点について御説明をお願いします。

○佐藤達也公営企業管理者　まず県が運営権者に対して、二十年間に支払います利用料金の総額は、公募の際に運営権者の提案額及び実施契約書の定めに従って決められるものでございますので、更新投資費用を含めまして、必要額以上の支払いが生じるということとはまずございません。また、県の支払いが平準化されている一方で、運営権者は独自に資金を調達いたしましたして、事業期間の前半に更新投資を集中させることで、事業期間中の業務効率化を図る。もともとそういう予定となっております。法人が企業活動により得られる所得に対して課税され税金を納めるということは、これは当然のことでございますまして、みやぎ型導入前に、民間企業へ業務委託を行ってりましたが、当然その際にも同様であったと認識しております。なお、みやぎ型の事業制度につきましては、公認会計士や税理士も含めた外部有識者で構成しますPFI検討委員会において、約二年の議論や審査を経て決定されておりますして、問題ない制度であると考えております。

○藤原益栄委員　家計簿方式の一般会計と、それから公営企業会計の違いはどこにあるのかと、企業会計の違いがどこにあるのかというところ、いわゆる発生主義というところにあるわけですね。家計簿方式の一般会計はとにかくお金が入ったらその時点で収入になる。だけど企業会計の場合にはお金が入っても、出るのが一年先とか二年先とかの場合には、預り金あるいは長期預り金として負債計上して、支出のときに同額を収入にするんです。それから、あるいは逆のこともありまして、実際にお金が入ってこなくても、債権が発生した段階で、それは未収金として、流動資産として計上するわけです。私は、この会計は企業会計の論理が完結されていないのではないかと。要するに、二十年間の前半で、公営企業本体から前半は多めに運営権者に行く、ならすからね。でも、それはまだ減価償却費がそんなに発生しないうちに、平均がどんと行くわけですよ。そうすると当然前半は大きくなる。私は、それは預り金とか、長期預り金とか、長期前受金とか、そういう処理をきちんとしさえすれば、企業会計としてさえすれば、県民がこんなに三億四千万円とか、お金を払うような会計処理には、税務処理にはならないのではないかと思っっているのですよ。私は、だからこの問題で言うと企業会計の論理が貫徹されてい

ないのではないかと思うんです。そういう認識はありませんか。

○佐藤達也公営企業管理者 我々企業局の公営企業会計は、制度の下で運営しているわけですが、企業局にとっては、公営企業会計を適用するということはそれは当然でございますが、民間事業者は、公営企業会計を適用するということにはなりません。みやぎ型も開始以前から、管理運営ですとか修繕等につきましては、民間企業に委託をしております。当然、先ほどお話ししたように、民間企業は収益を上げて、それに対して税金を払うということになっております。みやぎ型も、民間企業にお願いするということでは同様でございますので、同じように税金を払っていただくと。ただ、二十年間の総額として決められておりますので、藤原委員がおっしゃったとおり、最初のほうが利益が上がって税金を払う、ただ後半はどんどん減っていくと、もともとそういう計画になっておりますので、そういった制度上の問題はないというふうに私は考えております。

○藤原益栄委員 民間企業には、公営企業会計ではなくて、企業会計が適用されるのだというのは重々分かりますよ。だけど、企業会計自体が、そういうものではないのか――要するに現段階でまだ支出予定がないものについて収入があつた場合には、企業会計だって、預り金処分に普通はなるでしょうと言っているんです。これは公営企業会計の仕組みではなくて、企業会計の仕組みだと私は思うんです。その点はもう少し公営企業管理者も、もうちょっと調べてみていただきたい。それからもう一つなんです、いろんな専門家の意見もいっぱいもらって、このみやぎ型方式を始めたのだと。それはそれで分かるんです。ただ、今、全国でみやぎ型をやっているのは宮城県しかないわけです。そうすると、どんなに頭のいい方が、どんなに優秀な専門家を集めて、いろいろ制度をつくったとしても、やっぱり中には気づかないことだってあるわけです。やっていく中で、今、全国でみやぎ型をやっているのは宮城県しかないわけですから、それで、その中で気づく問題もいろいろあると。だからこれは、たわ言ということではなくて、私が言っていることを、まともに丁寧聞いてもらって、検討していただきたいと思っております。

知事にお尋ねしますが、私は、そういうことでもいろいろみやぎ型に問題意識を持っているわけですけども、現状ではなかなか、他県に広げるような中身ではないのではないかと思つているのですが、知事はどのようにお考えでしょうか。

○村井嘉浩知事 夏の知事会で自見内閣府特命担当大臣から、ぜひ発言をしたいというお申出がありまして、オンラインでつないで御発言いただいて——私何話されるかわからなかったのですが、その話のイの一番に出てきたのが、みやぎ型コンセッションの話で、これをぜひ全国に普及したいんだというようなお話がございました。国が非常にこれに対して理解を示し、そしていろんなところに行きましたら、副大臣なり大臣なりが、これいいですねというふうにおっしゃっていますから、政府としては非常に、今回水道も国交省に移りましたので、これを進めたいという思いを持っておられるようであります。いずれにしても、これからどんどん厳しくなってますから、そういった意味では、全国のモデルとして、これから一つのモデルとして広げる核になるのではないかと私は思っていますところがあります。